

(別添1)

特定建築物年間管理計画書記入の手引き

- 1 「特定建築物名称」欄は、福祉保健センターへ届出している特定建築物の名称を記入してください。
なお、特定建築物名称に変更がある場合は、『特定建築物届出事項変更届出書』を提出してください。
- 2 「所在地」欄は、福祉保健センターへ届出している特定建築物の所在地を記入してください。
- 3 「届出者」欄は、福祉保健センターへ届出している届出者（当該特定建築物の所有者又は全部の管理について権原を有する者）の住所及び氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記入してください。届出者が複数いる等の理由により欄内に収まらない場合は、届出者の一覧を別にご用意ください。
なお、届出者に変更がある場合は、『特定建築物届出事項変更届出書』を提出してください。
- 4 「特定建築物維持管理権原者」欄は、特定建築物維持管理権原者の住所及び氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに連絡先（電話番号）を記入してください。特定建築物維持管理権原者が複数いる等の理由により欄内に収まらない場合は、特定建築物維持管理権原者の一覧を別にご用意ください。
なお、特定建築物維持管理権原者に変更がある場合は、維持管理について権原を有することを証明する書類を持参の上、『特定建築物届出事項変更届出書』を提出してください。
- 5 「建築物環境衛生管理技術者」欄は、福祉保健センターへ届出している建築物環境衛生管理技術者氏名及び所属先(会社名・部署名)並びに連絡先（電話番号）を記入してください。
「従事状況」欄は、〔常駐・定期・不定期〕のうち該当するものに○をし、（ ）内は当該施設への管理の頻度（例：1回/週・1回/月等）を記入してください。
「選任状況」欄は、〔専任・兼任〕のうち該当するものに○をし、（ ）内は当該施設を含む兼任施設数（例：計3施設）を記入してください。
なお、建築物環境衛生管理技術者の変更がある場合は、建築物環境衛生管理技術者の免状（原本）を持参の上、『特定建築物届出事項変更届出書』を提出してください。
- 6 「管理担当者」欄は、福祉保健センターが立入検査をする際に応対する担当者の氏名及び所属先（会社名・部署名）並びに連絡先（電話番号）を記入してください。
- 7 各「維持管理内容」の「予定日」欄（上段）は、実施日が確定している場合にはその日を記入し、確定していない場合には『上旬・中旬・下旬』と記入してください。なお、「実施日」欄（下段）は、後日『実施した日』を随時記入し、次年度の計画を作成する際の参考としてください。
※ 計画に当たっては、前年度の実績に基づき法定回数（「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律第20号）」（以下「建築物衛生法」という。）等による。）及び期間に注意してください。
- 8 特定建築物維持管理権原者が各「維持管理内容」の実施について委託を予定している場合は、「委託会社・登録番号等」欄に委託会社名を記入してください。委託会社が登録業者である場合は、登録番号を併記してください。また、届出者が自らで実施又は実施予定の場合には、『自社』と記入してください。

(別添 1)

※ 特定建築物維持管理権原者から建築物の総合管理を委託された管理会社が、各維持管理項目の作業を他の会社に委託する場合は、実際に作業を行う会社名を記入してください。

〔登録番号例〕 横浜市19清第〇〇〇号・横浜市17貯第〇〇〇号・神奈川県 2貯第〇〇号 など

9 「貯水槽の管理状況の定期検査」欄は、受水槽の有効容量が8 m³を超える施設及び8 m³以下の地下式受水槽施設について、「水道法（昭和32年6月15日法律第177号）」又は「横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成3年12月25日条例第56号）」の規定により実施する『管理状況の定期検査』の検査機関名と予定日を記入してください。

10 「水質検査（飲料）」とは、飲料水を供給する場合（水道水（市水）直結を除く）をいいます。また、「水質検査（中央循環式給湯）」とは、中央循環式給湯水を供給する場合をいいます。飲料水系統の他に中央循環式給湯設備を設置している場合は、それぞれの水質検査が必要となります。

11 「水質検査（飲料）」欄及び「水質検査（中央循環式給湯）」欄は、次のとおり記入してください。

- (1) 全項目検査（16項目の検査）→『大』
- (2) 省略項目検査（11項目の検査）→『小』
- (3) 消毒副生成物検査（12項目の検査）→『消』

〔記入例〕

〔例〕 7月下旬に「全項目検査」及び「消毒副生成物検査」の水質検査を実施する場合

月	7月
予定日	下旬 大・消
実施日	

※ 省略項目検査は、全項目検査を実施した結果が基準に適合する場合に、その次の検査に限り省略することができますが、省略項目検査を連続して実施することはできません。

※ 消毒副生成物検査は、6月1日から9月30日までの間に行ってください。また、全項目検査や省略項目検査と同日に実施できます。

※ 全項目検査及び省略項目検査について、平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加となりました。

12 「水質検査（雑用）」とは、散水、水景、清掃、水洗便所の用に供する場合をいいます。なお、水道水を用いている場合は、対象外となります。

※ 記入していただく検査項目は、大腸菌と濁度（水洗便所の用に供する雑用水は除く）です。このほか、遊離残留塩素、pH値、臭気及び外観について7日以内ごとに1回の検査が必要です。

13 「汚水槽雑排水槽清掃」欄は、設置がない場合には予定日欄に『設置なし』と記入してください。

※ 清掃時に発生した汚泥の収集運搬について

汚水槽・雑排水槽の清掃時に発生した汚泥の収集運搬等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）」の規定に基づき適正に実施する必要があります。

槽の種類	収集運搬業者
雑排水槽の汚泥（し尿を含まない）	横浜市許可産業廃棄物収集運搬業者 神奈川県許可産業廃棄物収集運搬業者
汚水槽の汚泥（し尿を含む） 合併槽の汚泥（し尿を含む）	横浜市許可一般廃棄物収集運搬業者

※ 産業廃棄物収集運搬業者の許可番号は、先頭2桁が許可地区を示す番号となります。

(別添 1)

【横浜市の場合は、『56-〇〇-〇〇〇〇〇号』となります。】

【神奈川県の場合は、『14-〇〇-〇〇〇〇〇号』となります。】

14 「ねずみ等発生防止」欄は、作業内容を次の記載方法により記入してください。

(1) 生息調査 → 『調』

(2) 防止措置 → 『防』

(3) 効果判定 → 『効』

※ 生息調査の結果を反映した形で防止措置を行ってください。

※ 防止措置後は、適切な間隔をあけて効果判定を実施してください。

※ 毎月、生息調査を実施している場合は、防止措置後の効果判定を生息調査に置き換えても差し支えありません。

※ 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所については、2か月以内ごとに1回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講じてください。

15 「大掃除」欄は、天井等日常の清掃の及びにくい箇所及び照明器具、給排気口、ブラインド、カーテン等の汚れの状況に応じて、6か月以内ごとに1回清掃を行う日を記入してください。

ただし、大掃除の項目が日常清掃等に含まれている場合、箇所ごとに実施月が違う場合、低層階より高層階へと段階的に一年を通じて行っている場合等の施設については、毎月・隔月等、実態にあった日を記入してください。

16 レジオネラ症防止対策については、次の事項を参考に管理計画を作成してください。

※ レジオネラ症防止対策については、「横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱（平成19年3月27日施行）」で定める「レジオネラ症を防止するための技術的管理指針」に基づき各設備等の適正な維持管理等を行ってください。

(1) 冷却水管の洗浄

設備の使用開始前及び使用後に化学的洗浄（設備の状況により過酸化水素、グルタールアルデヒド、塩素剤等を循環させる）を実施します。

(2) 冷却塔

① 冷却塔の清掃

デッキブラシや高圧洗浄機等を用いた清掃が必要です。

実施頻度は、冷却塔を使用する期間の直前、使用期間中は月1回程度です。

② 冷却塔の汚れ状況の点検

汚れ状況の点検とは、下部水槽、散水装置、充填剤、エリミネータ等の汚れ、損傷、目詰まりの状況確認、ボールタップ、送風機、電動機の作動状況等の点検を指し、実施頻度は、冷却塔を使用する期間の直前、使用期間中は月1回程度です。

③ レジオネラ属菌の水質検査

使用期間中に2回以上の検査が必要です。

ア 冷却塔を夏場のみ使用する場合はレジオネラ属菌水質検査の頻度

・1回目の検査：冷却塔を使用してから2～3週間後に行います。

・2回目の検査：7～8月の間に行います。

(別添 1)

〔例〕 冷却塔の使用期間が6月1日～9月30日の場合

維持管理内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
冷却水管の化学的洗浄		使用前					使用后					
冷却塔の清掃			下旬	下旬	下旬	下旬						
水質検査			中旬		上旬							

イ 冷却塔を1年中使用する場合の水質検査の頻度

- ・菌数の変動を把握できる適切な時期に行い、このうち1回は7～8月の間に行います。

〔例〕 通年使用

維持管理内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
冷却塔の清掃	下旬	下旬	下旬	下旬	下旬	下旬	下旬	下旬	下旬	下旬	下旬	下旬
水質検査				上旬				上旬				

(3) 加湿装置

加湿装置の汚れ状況の点検及び清掃について、記入してください。
実施頻度は、使用する期間の直前、使用期間中は月1回程度です。

(4) 空調機内排水受け

排水受けの汚れ状況の点検及び清掃について、記入してください。
実施頻度は、使用する期間の直前、使用期間中は月1回程度です。

(5) 中央循環式給湯設備

適切な給湯水の温度管理と、次の管理が必要です。

- ① 年1回のボイラー（※）・開放式貯湯槽・開放式膨張タンクの清掃
※ 「労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）」で定める検査が必要なもの
- ② レジオネラ属菌の水質検査
年1回以上、定期的にレジオネラ属菌の水質検査を実施してください。

(6) 水景設備

次の設備の場合は、年1回以上、定期的にレジオネラ属菌の水質検査を実施してください。
1回は水温が高くなる7～8月の間に実施してください。

- ア 周囲に飛沫水を飛散させる設備
- イ 人が触れることを前提とする設備

17 設備管理委託先

管理を委託している場合、委託会社名を記入してください。

18 レジオネラ属菌水質検査機関

レジオネラ属菌の水質検査を依頼している検査機関を記入してください。